

平成 29 年 6 月 7 日

株式会社 帝国電機製作所
代表取締役社長 宮地 國雄 様

株式会社ストラテジックキャピタル
代表取締役 丸木 強

株主総会における議決権行使の取扱いについて

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、貴社の株主総会招集通知に記載された、「議決権行使書のご記入の際のご注意」(以下「注意事項」と言います。)を拝見いたしました。

これはあまりにも不公正な取り扱いであり、強く抗議いたします。すなわち、注意事項の 5. 及び 6. の 2 点です。

5. 第 1 号議案の欄は無印、かつ、第 3 号議案「賛」の場合、無効となること
6. 第 1 号議案の欄は無印、かつ、第 3 号議案の欄が無印の場合、第 1 号議案に「賛」・第 3 号議案に「反対」となること

法令上は、株主が提出した議決権行使書に賛否の記載が無い場合は、会社側の定めた通りに賛否・棄権の意思表示があったものと取扱うことが可能なのでしょう。しかし、貴社の上記の取扱いは、上場企業の最高意思決定機関たる株主総会にふさわしい公正なものではありません。

まず、5. の取扱いは、株主の意向は明らかに株主提案に「賛」のはずなのに、全く奇妙な取扱いです。仮に、この取扱いを認めるのであれば、その逆の場合『第 1 号議案「賛」、かつ、第 3 号議案の欄が無印の場合、無効』としなければ、均衡が取れません。さらに、6. の場合は、株主の意向は示されていない以上、無効とすべきであり、何故に会社提案の賛成票と取扱うことが合理的であるのか、全く理解できません。

そもそも何故、賛否の表示が無い場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示と取扱うのでしょうか。貴社の取締役会は、議決権行使した株主の意向を無視して、無理やり会社提案の賛成票を増やしたいとの意図なのでしょうか。ここまで不公正な取扱いをするほど、現在の会社提案に多数の株主の支持が得られる自信が無いのであれば、貴社取締役会は、もっと株主の要望に配慮した会社提案を行うべきでした。

今からでも、議決権行使書に賛否の記載が無い場合の取扱いを改めていただきたく、お願ひいたします。

敬具